明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○平成三十一年歌会始のお題を定められた件（**宮内庁**一）　一
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**総務**一一）　二
○登録認定機関の登録に関する件（**同**一二）　三
○技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件の一部を改正する件（**同**一三）　四
○日本国に帰化を許可する件（**法務**一三）　六
○肥料を登録した件（**農林水産**四三）
○海岸保全施設に関する直轄工事を完了した件（**国土交通**四二）
○自動車の型式を指定した件（**同**四三～七八）
○道路に関する件（**東北地方整備局**二、三）
○道路に関する件（**関東地方整備局**四、五）
○都市計画に関する件（**四国地方整備局**五、六）
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**二）
○道路に関する件（**北海道開発局**一～三）

〔人事異動〕

内閣

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法務

公証人任免（法務省）

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）

〔公告〕

官庁

第三者所有物の没収、製造たばこ小売定価、国営川辺川土地改良事業計画の変更及び国営川辺川土地改良事業の廃止関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

告示

○宮内庁告示第一号

平成三十一年歌会始のお題は、次のように定められた。

光

平成三十年一月十二日

宮内庁長官　山本信一郎

○総務省告示第十一号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成三十年一月十二日

総務大臣　野田　聖子

名称	期間	地域	
公明党本部周辺地域	平成三十年一月十七日から平成三十一年一月十六日まで	東京都新宿区	南元町
			信濃町
		東京都港区	元赤坂二丁目（二番に限る。）
			北青山一丁目（六番及び七番に接する環状三号線（外苑東通り）の部分に限る。）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○総務省告示第十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十六条第一項の登録をしたので、同法第九十条第一項の規定に基づき、次のように告示する。

平成三十年一月十二日

総務大臣　野田　聖子

一　登録認定機関の名称及び住所

ビューローベリタスジャパン株式会社

神奈川県横浜市中区山下町二十二番地

二　登録に係る事業の区分

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）第四条第一号及び第二号

三　技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東四丁目五番十七号

四　技術基準適合認定の業務の開始の日

平成二十九年十二月一日

○総務省告示第十三号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十四号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月十二日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
端末機器の表示について、第一号から第三号までに掲げる文字の表示は、その各号列記の順に行うものとする。 ［一・二　略］	［同上］ ［一・二　同上］